

01 普通預金

平成29年10月1日現在

商品名	・普通預金
販売対象	・個人および法人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまのお利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・平成28年1月1日より法人のお客さまは、総合課税となり国税15.315%の税金がかかります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、所定の手数料をいただきます。
付加できる・特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは「総合口座」の取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率。） ※担保定期積金への新規の取扱いはしていません。 ・マル優の取り扱いができます。（個人のお客さまに限りです。）
中途解約時・の取扱い	—————
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄預金との間でスウィングサービスの取り扱いができます。 ・キャッシュカードをご利用いただけます。 ・給与や年金などの自動受取口座、公共料金や各種料金などの自動振替口座としてご利用いただけます。 ・預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）